

諮問日：平成29年3月29日（平成28年度（最情）諮問第41号）

答申日：平成29年7月3日（平成29年度（最情）答申第11号）

件名：決定正本の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

特定事件に関する「『裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件及び告知事件の報告について』（平成16年7月1日付の最高裁4局長の通達）に基づき，最高裁が大阪高裁から受領した文書」及び「最高裁が法務省又は大阪法務局から受領した文書（原告が提出した文書は除く。）」の開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が，別紙記載の各文書（以下「本件各対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，最高裁判所事務総長が平成29年2月21日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件各対象文書のうち別紙記載5の名古屋地方裁判所決定正本（以下「本件決定正本」という。）について，当事者の住所及び氏名並びに本案事件の事件番号を除くことにより，その余の情報を公にしても個人の権利利益を害するおそれはない。また，官報に掲載されている情報は，慣行として公にされている情報である。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件決定正本のうち不開示とした部分は，移送決定の日及びこれを推認させ

る日、移送申立事件の事件番号、本案事件の事件番号、当事者の住所及び氏名、申立ての趣旨、申立ての理由の要旨並びに裁判所の判断等である。

本件決定正本には、そのほぼ全てにわたって、移送申立事件及びその本案事件等に係る具体的な情報が詳細に記載されているから、全体として訴訟当事者についての行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号本文に規定する個人識別情報に相当し、同号イからハマまでに相当する事情も認められない。

また、部分開示の可否について検討すると、移送決定の日及びこれを推認させる日、移送申立事件の事件番号、本案事件の事件番号、当事者の住所及び氏名並びに申立ての趣旨は、いずれも個人識別部分である。これらと同様に、申立ての理由の要旨及び裁判所の判断等についても、移送申立事件の本案事件の事案の概要及びその背景事情等が詳細に記載されているから、いずれも個人識別部分である。したがって、いずれについても部分開示の余地はない。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年3月29日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月5日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年5月19日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年6月30日 審議

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 (1) 本件決定正本を見分したところ、本件決定正本は、特定の移送申立事件に係る決定正本であり、移送申立事件及びその本案事件等に関する具体的な事情が記載されていること、また、本件決定正本のうち不開示とされた部分には、移送申立事件の事件番号、本案事件の事件番号、当事者の住所及び氏名、申立ての趣旨、申立ての理由の要旨、裁判所の判断並びに移送決定の日が記

載されていることが認められる。

本件決定正本には、移送申立事件及びその本案事件等に関する具体的な事情が記載されているから、その記載部分は、全体として法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められる。

苦情申出人は、官報に掲載された情報は法5条1号イに規定する慣行として公にされている情報であると主張する。しかし、不開示とされた部分中に官報に掲載された情報が含まれるとしても、当該情報は本件決定正本に係る移送申立事件又は本案事件と関わりのある事情として公にされたものではなく、慣行として公にされている情報とは認められない。そのほか、本件決定正本のうち不開示とされた部分について、同号イからハまでに相当する事情は認められない。

- (2) また、不開示とされた部分のうち移送申立事件の事件番号、本案事件の事件番号、当事者の住所及び氏名、申立ての趣旨並びに移送決定の日については、個人識別部分であることが明らかであるし、申立ての理由の要旨及び裁判所の判断についても、移送申立事件及びその本案事件等に関する具体的な事情が記載されていることからすれば、いずれも個人識別部分と認められる。

したがって、本件決定正本のうち苦情申出人が開示を求める部分について、取扱要綱記第3の2に定める部分開示をすることは相当でない。

- 2 以上のとおりであるから、原判断については、本件決定正本のうち不開示とした部分が法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委 員 門 口 正 人

## 別紙

- 1 平成28年3月23日付け大阪高裁民第69号大阪高等裁判所長官回答「争訟事件の資料調査について」（添付資料を含む。）
- 2 平成28年2月29日付け神戸地裁民第251号神戸地方裁判所長官回答「争訟事件の資料調査について」
- 3 平成28年6月7日付け大阪高裁民第235号大阪高等裁判所長官報告「裁判所職員の事件処理上の違法行為を理由とする国家賠償請求事件について」
- 4 平成28年5月25日付け訟第567号名古屋法務局長通知「争訟事件の移送について」
- 5 名古屋地方裁判所決定正本
- 6 平成28年2月12日付け法務省訟民第793号法務省訟務局長通知「争訟事件の係属について」（大阪高等裁判所長官宛てのもの）（添付の「調査回報に際しての留意事項」と題する書面を含む。）
- 7 平成28年2月12日付け法務省訟民第793号法務省訟務局長通知「争訟事件の係属について」（神戸地方裁判所長官宛てのもの）（添付の「調査回報に際しての留意事項」と題する書面を含む。）
- 8 名古屋地方裁判所損害賠償請求事件に関する以下の文書
  - (1) 第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状
  - (2) 郵便送達報告書
  - (3) 封筒写し
  - (4) 「裁判手続についてのご注意」と題する書面
  - (5) 裁判所案内図
  - (6) 答弁書ひな形
- 9 平成27年6月10日付け法務省訟民第3014号「争訟事件に係る追加書類の送付について」（神戸地方裁判所長官宛てのもの）（添付の第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状，「お知らせ」と題する書面，法廷案内図，答弁

書の書き方，「大阪地方裁判所民事部からのお願い」と題する書面，封筒写し及び郵便送達報告書を含む。）

- 10 平成27年6月10日付け法務省訟民第3014号「争訟事件に係る追加書類の送付について」（大阪高等裁判所長官宛てのもの）（添付の第1回口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状，「お知らせ」と題する書面，法廷案内図，答弁書の書き方，「大阪地方裁判所民事部からのお願い」と題する書面，封筒写し及び郵便送達報告書を含む。）